

平成 21 年 11 月 18 日

直接支払制度の対応について（第 2 報）

（社）日本産婦人科医会

医療対策委員会

統括委員長 小 関 聡

担当委員長 角 田 隆

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年 10 月 1 日から実施されている直接支払制度の利用に当たり、産婦人科医会医療対策委員会では、平成 21 年 11 月 9 日付で(1)手数料等について、(2)従来どおりの償還払いについて、(3)領収書の様式について等を当会の見解としてお示ししたところですので、ご確認いただけたものと思います。

さて、最近「過誤調整」についての問い合わせが来ておりますので、当会の見解をお示しいたします。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（1）資格喪失にかかる過誤調整について

小池晃参議院議員による質問主意書（平成 21 年 9 月 17 日）に対し、同年 10 月 1 日付で鳩山由紀夫内閣総理大臣が答弁書（内閣参質 172 第 3 号）を送付しております。

「直接支払制度においては、診療報酬の支払の場合と同様、出産後に被保険者等の資格の喪失が明らかとなった場合でも、その事実を知らなかったことについて、医療機関等の責めに帰すべき事由がなければ、医療機関等から特段の申し出がない限り、資格喪失前の医療保険者から当該医療機関等に対し、出産育児一時金等が支払われる取扱いとすることとしている。」と答弁しておりますので、このような場合は、医療保険者が負担することになります。

医療機関側が分娩後退院時までに“保険証”を確認していれば、資格喪失にかかる過誤調整はされないことになりましたが、当会では“保険証”確認の証として退院時に“保険証”の控えを保管しておくことが望ましいと考えています。

（2）出産育児一時金等の過誤調整に係る同意書の取扱いについて

この同意書は、医療機関と国保連または支払基金が保険者に代わり過誤調整を行うことに対する同意を得るものです。一度交わせば以降の同意は不要になります。同意書が交わされていない場合は保険者自身が過誤調整事務を行うこととなります。

以上